

PayPayで市内のお店を応援しよう！(予告編)

新型コロナウイルス感染症の拡大で影響を受けている市内の飲食店や商店などを応援するため、米原市商工会と連携して実施する新しい生活様式に対応したポイント還元事業をぜひご利用ください。



事業内容

チャージしたPayPay残高を使って期間中に市内の対象店舗で支払いをすると、決済金額の**最大20%**がPayPayボーナスとして**30日後**に付与されます。

対象店舗

市内のPayPay加盟店

※大手チェーン店、コンビニ、公共サービス、病院、薬局、金券ショップなどは対象外

対象期間

9月1日(水)
～9月30日(木)

※対象期間は、都合により変更する場合があります。

付与上限

1,000円相当/回
5,000円相当/期間

例：5,000円のお買い物で、
1,000円相当戻ってくる
※分割決済はポイント付与されません。

市民の
みなさんへ

PayPayアプリの使い方相談会

PayPayの
使い方公式サイト▶



市内でPayPay使い方講座(予約不要・参加無料)

8月25日(水) 10時～12時 本庁舎 コンベンションホール
8月25日(水) 14時～16時 近江学びあいステーション(研修室)
8月26日(木) 10時～12時 伊吹学びあいステーション(視聴覚室)
8月26日(木) 14時～16時 山東学びあいステーション(研修室)
※スマートフォンまたはタブレットを持参ください。

☎ 米原市商工会 ☎ 52-0632

近隣のソフトバンク店舗で個別相談(要予約・相談無料)

☎ 日時 8月1日(日)～9月30日(木)
10時～19時

長浜店 ☎ 0749-65-5909(第2水曜日定休)
彦根店 ☎ 0749-21-3722(月一定休)
彦根大堀8号線店 ☎ 0749-27-7601(不定休)

※必ず事前予約をお願いします。

事業者の
みなさんへ

新規加盟店随時募集中！

新しい生活様式に対応していただくため、この機会にキャッシュレス決済の導入をご検討ください。参加を希望する事業者は、PayPayに加盟する必要があります。新たに加盟する場合は8月10日(火)までの申し込みで、9月1日(水)の事業開始に間に合います。

☎ PayPay株式会社 ☎ 080-9678-3938(店舗加盟専用窓口 担当石束^{いしづか})
米原市商工会 ☎ 52-0632(キャッシュレス決済導入に関する相談)

加盟店向け
PayPay公式サイト▶



要予約

市内事業者対象！ キャッシュレス決済導入相談会とPayPay加盟説明会(無料)

☎ 日時 8月4日(水) 13時30分～16時まで

☎ 場所 本庁舎 コンベンションホール

☎ 米原市商工会 ☎ 52-0632

☎ 持ち物 PayPayからのメールが受信できる端末
(スマートフォンまたはタブレット)
入金先口座の分かるもの(通帳コピー)
本人確認書類(運転免許証等)

問い合わせ先

PayPay利用方法に関すること：PayPayカスタマーサポート窓口 ☎ 0120-990-634(365日24時間受付)
事業に関すること：米原市商工会 ☎ 52-0632

就学・奨学支援臨時給付金

収入が著しく減少した世帯の子どもたちが安心して学校生活を送れるために

締め切り 9月30日(木)



対象者

- 市内在住で、以下の全てに該当する保護者等
- ①小学校～高等学校および大学等へ通学する子の保護者等
 - ②令和2年分の所得の合計額が585万円以下の保護者等
 - ③保護者等の主たる収入が右記のいずれかに該当する人
 - ④保護者等および生計を共にする人に市税等の滞納がない人

支給金額

小学生	60,000円/人	中学生	75,000円/人
高校生	120,000円/人	大学生等	240,000円/人

問

市 教育総務課 ☎53-5151 ☎53-5129

給与収入者

3月～6月までの給与収入の合計が、令和元年の同期間と比較して20%以上減少

事業収入者

3月～6月までで、新型コロナウイルス感染症の影響を最も受けた月の事業収入額に12を乗じて得た額と、令和元年分の事業収入額を比較して20%以上減少

生活困窮者自立支援金

収入が減少し、生活に困窮する世帯への支援金

締め切り 8月31日(火)



対象者

- ・ 社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付を受けた人または、申請した人
- ・ 収入や資産(預貯金額等)が基準額以下の人等

支給金額

単身世帯	60,000円/月	2人世帯	80,000円/月	3人以上世帯	100,000円/月
------	-----------	------	-----------	--------	------------

支給期間

3カ月

問

市 福祉政策課 ☎53-5120 ☎53-5119

子育て世帯生活支援特別給付金

低所得の子育て世帯への給付金

問

市 子育て支援課 ☎53-5132 ☎53-5128

ひとり親の世帯

対象者

以下のいずれかに該当する人

- ①令和3年4月分の児童扶養手当を受給した人

→対象者①の人は、4月に支給済みです

- ②公的年金給付等を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない人(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人に限る)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、直近収入が児童扶養手当対象となる水準に下がった人

支給金額

児童1人当たり50,000円



締め切り令和4年2月28日(月)

ひとり親でない世帯

対象者

以下のいずれかに該当する人

- ①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給した人で、令和3年度の住民税が非課税の人

→対象者①の人は、7月に支給済みです

- ②上記以外の高校卒業までの児童※を養育する家庭で、令和3年度の住民税が非課税の人または、感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税が非課税の人と同等の事情にあると認められた人
- ※特別児童扶養手当の給付対象児童は20歳まで

支給金額

児童1人当たり50,000円



受付期間 7月20日(火)～令和4年2月28日(月)

国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金

制度加入者が、コロナ感染症の療養のため、会社等を休み、給料等が受けられないときに

対象者

国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している被用者(会社等に雇用されている人)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した人、または発熱等の症状があり感染が疑われる人

支給金額

$\frac{\text{直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額}}{\text{直近の継続した3カ月間の就労日数}} \times \frac{2}{3} \times \text{支給対象日数}$

会社等を休んだ日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間(令和2年1月1日～令和3年9月30日に休んだ場合に限る)が支給期間です。

※一日当たり支給上限額 30,887円(令和3年4月現在)

※上記期間から継続して入院等をされている場合、支給期間は最長1年6カ月です。
 コロナ感染症の状況により、内容に変更等が生じる場合があります。詳しくは市公式ウェブサイトをご確認いただくか、市民保険課にお問い合わせください。

問

市 市民保険課 ☎53-5114 ☎53-5118



▲国保加入者



▲後期高齢者

月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響を受ける事業者への支援(経済産業省)

対象者

以下の①②を満たす*中小法人等および個人事業者等

- ①緊急事態措置または、まん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けている
- ②緊急事態措置または、まん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けて月間売上げが2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少している
- *①②を満たせば、業種・地域を問わず給付対象となり得ます。

申請期間

4・5月分：8月15日(日)まで
6・7月分：対象月の翌月から2カ月間

給付金額

中小法人等 上限20万円/月
個人事業者等 上限10万円/月

※給付額は、2019年または2020年の基準月の売上げから2021年の対象月の売上げを差し引いた額(対象月ごとに申請が必要)

問

月次支援金事務局 相談窓口
☎0120-211-240
8時30分～19時(土日・祝日含む全日)

経営力強化支援事業

問

県経営力強化支援コールセンター ☎0570-087-770(平日9時～17時)

【通常枠】感染症収束後も見据えた新たな取り組みを支援

対象者

県内に事務所または事業所を有する中小企業者等

対象事業

新たな販路開拓、人材育成・確保、働き方改革・職場環境改善、デジタルトランスフォーメーション、CO₂ネットゼロ、対面での感染症対策(6月1日～12月31日の取り組みが対象)

補助限度額

50万円(下限10万円、補助率 2/3 以内*)
※2021年5月～7月のいずれかの売上げが2019年または2020年同月比50%以上減少している事業者は3/4以内

締め切り 郵送8月24日(火)/オンライン8月31日(火)



【緊急枠】

国の一時支援金への上乗せ給付金

対象者

国の一時支援金を受給した県内中小企業等
※第1期または第2期の売上確保支援(補助金)に申請された人は対象外

補助限度額

10万円*
※家賃(月額)30万円以上支払っていることが確認(国の家賃支援給付金で確認)できる事業者については20万円給付

締め切り 9月下旬



県事業継続支援金

売上げが50%以上減少した事業者への支援

対象者

売上げが50%以上減少*した県内中小企業等または個人事業主
※2021年4月～6月のいずれかの月の売上げが2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少

受付期間 8月上旬～9月30日(木)予定

支給金額

中小企業等 20万円
個人事業主 10万円

問

県商工観光労働部商工政策課
企画・イノベーション推進係
☎077-528-3723

デジタル化推進補助金

締め切り 9月30日(木)

- 対 従業員数50人以下の市内に事業所を有する事業者
- 内 デジタル技術を活用する取り組みへの経費として、1事業者当たり上限20万円(補助率1/2)

DX推進人材育成補助金

締め切り 12月24日(金)

- 対 従業員数50人以下の市内に事業所を有する事業者
- 内 デジタル技術を活用してビジネスモデルを変革するための人材育成経費や専門人材の募集経費として、1事業者当たり上限5万円(補助率1/2)

感染症対策補助金

締め切り 12月24日(金)

- 対 従業員数20人以下の市内に事業所を有する事業者
- 内 感染症対策経費として、1事業者当たり上限6万円(補助率3/4、4月1日～12月15日の取り組みが対象)

QRコード決済導入支援金

締め切り 12月24日(金)

- 対 従業員数20人以下で、市内に事業所を有し、申請時点でQRコード決済を導入する事業者
- 内 QRコード決済のシステム利用料等の維持経費として、1事業者当たり24,000円

詳しくは、広報まいばら7月号または市公式ウェブサイトをご覧ください。



問

市 農林商工課
☎53-5146 FAX 53-5139申請受付中
活用ください
市独自の支援策